

公益財団法人宮崎県暴力追放センター寄附金等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県暴力追放センター(以下「センター」という。)が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 センターは、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金の受け入れに際して、次に掲げる条件が付されているとき。
 - ア 寄附者に寄附の対価として、何らかの利益又は便宜を供与すること。
 - イ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ウ 寄附された寄附金を、寄附者に無償で譲渡又は使用させること。
- (2) 寄附金を受け入れることにより、センターの業務及び財政に負担若しくは支障が生じ、又は名誉を毀損すると認められるとき。
- (3) その寄附金が、定款第3条に定めるセンターの目的達成に資するものでないと判断されるとき。

(寄附金の種類)

第3条 センターが受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金(寄附者が寄附の申込みにあたり用途を特定していない寄附金)
- (2) 特定寄付金(寄附者が寄附の申込みにあたり用途を特定した寄附金)

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(寄附の募集)

第4条 寄附金の募集にあたっては、次の事項を厳守する。

- (1) 粗野又は不快感を与える言動で、寄附金の募集は行わないこと。
- (2) 寄附の目的及び用途について、誤解を与えるような言動を行わないこと。
- (3) その他の寄附者の利益を不当に害するような行為を行わないこと。

(受入手続)

第5条 センターに寄附をしようとする者は、口頭(電話等の通信手段及び電磁的方法によるものを含む。)又は書面(様式第1号)により、その申込みを行う。

2 センターは、前項の申込を受けたときは、第2条の基準に抵触しないことを確認して、寄附金の受け入れを行う。

3 寄附金の受け入れを決定したときは、寄附者に対してその旨を通知すること。

(寄附金の取扱)

第6条 一般寄附金については、少なくとも50%を公益事業目的に充当するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について、管理費に充ててもなお残余があるときは、公益目的事業に充当することができる。

2 特定寄付金については、その金額を寄附者の特定した用途に使用する。

(受領書の交付)

第7条 センターは、第3条の寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書(様式第2号)

を寄附者に送付するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年6月20日から施行する。

(第3条、寄附金の種類に関する経過措置)